

(所得控除等合計所得金額の要件等)

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円	65万円
寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の前年の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の前年の合計所得金額 (非課税)	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	315,000円+10万円	315,000円
	同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合	315,000円×(本人+扶養親族)+100,000円+189,000円	315,000円×(本人+扶養親族)+189,000円
均等割の非課税限度額の前年の合計所得金額 (均等割のみ課税)	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	350,000円+100,000円	350,000円
	同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合	350,000円×(本人+扶養親族)+100,000円+320,000円	350,000円×(本人+扶養親族)+100,000円+320,000円